

競技団体公益的機能維持支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により様々な影響を受けている競技団体の活動を支援するため、予算の範囲内で競技団体公益的機能維持支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす、スポーツの各競技を代表する県単位の団体で、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）に加盟している競技団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 第75回国民体育大会（鹿児島県）の開催延期決定及び第41回北信越国民体育大会（富山県）の開催中止決定以降において、公益的な活動（選手強化・競技大会の開催・競技の普及活動・指導者の育成・競技の振興等）を行っていること。
- (2) 前号の活動において、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日付け公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会策定）に基づく新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策を講じていること。

(交付金額)

第3条 支援金の交付金額は、1団体につき100,000円を上限とする。ただし、令和2年度における本会加盟団体負担金の納付額が100,000円に満たない団体は、当該納付額とする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする団体は、競技団体公益的機能維持支援金交付申請書兼口座振込依頼書及び必要書類を公益財団法人長野県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限及び提出方法は、別に定める。

(支援金の交付)

第5条 理事長は、団体から支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは交付を決定し、当該団体に対し交付額及び支払予定日を文書により通知する。なお、不認定等としたときは、当該団体に対しその旨を通知する。

(支援金の返還)

第6条 理事長は、団体が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付決定を取り消し、支援金を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。